

平成28年度第4回いじめ防止対策協議会（概要）

平成28年9月30日（金）15：00～18：00

文部科学省3階 3F2特別会議室

- 1 資料1「いじめの未然防止、早期発見、対応、重大事態について（論点ペーパー）」の説明（事務局）
- 2 資料2「いじめが背景にある自殺事案の御遺族からの意見」の説明（事務局）

（主な意見）

【いじめ事案への対応における課題について（保護者との情報共有等）】

- 個々の教員が事案の軽重を判断し、フィルターを掛けていじめの情報を組織的に共有しないことが問題である。一つ一つの情報を組織的に集め、統合することで初めて事の重大性や全体像が分かることがある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど様々な職員を活用し、一人の教員に負担が偏らないよう、保護者と子供に対する支援体制を作ることが大切である。
- （教員がいじめの問題を抱え込み、報告を行わなかったことで懲戒処分となる場合があることについて）教員は、児童生徒の人格形成や成長を促すことが自分の仕事だと思って喜びを感じているはずである。ここで介入しないと処分される、罰せられる、いじめがあると評価が低くなる、というようなレベルのことを気にして児童生徒に関わってはいは、児童生徒、保護者から信頼されることは難しいだろう。
- いじめの対応において担任間で温度差がある。必ず管理職に上がるように、教員一人一人の判断に任せず、ある程度の集団で判断をすることが重要である。例えばいじめとはいえないかもしれないと思っても情報を組織に上げ、組織として判断することが大切である。
- PTA（会長や執行部）と学校の管理職のコミュニケーションが良く取れている場合、いじめの事例が発生しても早い段階で協力ができ、解決に向かっている事例が多いと思う。
- いじめの対応において、保護者が考えている時間的感覚と、学校や第三者委員会が考えている感覚が大きく違っている。保護者はなるべく早く調査結果を教えてほしい、いじめを解決してほしいと考え、学校や第三者委員会は、ある程度、目処が立たないと話せないと考える。このズレが問題となることがある。
- いじめの調査を実施した際の被害者側への情報提供について、国がガイドラインを作ることは、公立学校を例に考えると、各自治体の個人情報保護条例、情報公開条例上の取扱を踏まえたものにする必要がある。
- 個人情報保護法制上の情報の取り扱いをどうするかという問題では、収集する目的が何

かということが非常に重要な要素になる。いじめの調査では、なぜこのような状況となったのかを知りたいと思ういじめを受けた児童生徒とその保護者の気持ちに添うことが目的であると考えれば、当然、被害者側により多くの情報を提供することが法制上も正しい在り方だと考える。

- 調査情報をどう扱うかについて、例えば生徒から聞き取りをして、それが相手方に筒抜けだとすると、次回、聞き取る生徒が話をしなくなり、調査目的を達成できなくなるおそれがある。このため、調査前に、対象となる児童生徒に対して、聴取した情報の取扱について説明しておく必要がある。実際に調査した際、「あなたが、ここで言ったことは、そのまま誰が言ったかという形で報告書には書きません。ただ、あなたが言ってくれた内容については報告書の中で反映はさせます。だから、その点については多少心配あるかもしれないけれども、自由にしゃべってください。」と伝えたことがある。
- スクールカウンセラーの守秘義務について、子供が当初、相談内容を保護者や先生に伝えないでほしいと言っていたとしても、率直に「スクールカウンセラー一人では解決ができない、本人を助けるためには学校に伝える必要があること」や「保護者から叱られないような形で伝えること」などを説明をすると、多くの場合、子供の理解が得られる。

【重大事態について】

- 学校が対応する上で、ある程度、重大事態の基準を示すことは重要だと思うが、数値的なものを示してしまうと、そこに達しないものは重大事態ではないと判断してしまう弊害もある。このため、数値の基準を示すよりも、具体的事例をいくつか示す方が望ましい。
- 重大事態の調査では、事案によってどのような専門性のある者が必要かという観点が必要である。ケースによっては、医学や心理学の専門家が多く必要であったり、また別の場合には、法律家が多く必要であったりと、専門性をどのように担保するかが重要である。
- 大きな事案が発生すると、児童生徒と周りの子供たちにマスコミからの取材が殺到することがある。地域、学校、保護者がこれらから、どのように子供達を守るかが重要だと思う。
- 重大事態の調査にあたり、依頼を受ければ、職能団体として委員を選んでいく必要があるが、地方など人数が少ないところでは、委員の選出に苦慮している実情がある。また、第三者委員会を維持する費用の問題で、事案によっては自治体の大きな負担となっている。
- いじめ問題の調査に関係する各種学会は、いじめを社会全体の問題として、調査の依頼があった際は、学会推薦で対応するという認識を広げていくことが重要である。